

全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している方で定期健康診断を受診された40歳以上の皆様へ

健診後は…

# 保健指導をご利用 ください(無料です)

健康診断の結果、国の基準で保健指導の対象(生活習慣病のリスクのある方)になった場合に、事業所を通して保健指導の案内文書を送付いたします。対象になりましたらご利用ください。

## 保健指導のメリット

※ 保健指導は「健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて行われています。

- 無料で受けられます。(通常10,000円～30,000円程度)
- 保健師・管理栄養士などから健診結果や生活習慣のアドバイスを受けられます。
- 秋田支部では、毎年5,000名以上が保健指導を受けて、多くの方の検査値が改善しています。

## 保健指導の流れ

- ① 健診受診後、保健指導に関する個人情報の共同利用(この用紙)について確認をお願いします。  
(通常、この用紙の記入、提出等は必要ありません)
- ② 保健指導の対象になった場合には、事業所あてに「保健指導案内文書」を送付いたします。  
(案内文書は協会けんぽ又は、委託事業者から送付いたします)

## 保健指導に関する個人情報の共同利用について

保健指導の実施のために、協会けんぽが保有する個人情報(保健指導対象者のお名前と、特定保健指導支援コース)について、協会けんぽと事業主様が共同で取り扱うこととさせていただきます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※ 健診結果データ及び相談内容を事業所にお知らせすることはございません。

※ 共同利用を希望されない場合は、裏面を記入のうえ下記に送付してください。  
送付された場合、保健指導の案内はいたしません。

詳しくは裏面をご覧ください

## 健診結果で「要治療」や「要精密検査」等の判定が あったら医療機関への受診をご検討ください

せっかく受診した健診結果をそのままにせず、早期に受診することは、  
病気の発症や重症化の予防につながります。

要治療や要精密検査の判定があった場合は、なるべく早く医療機関への受診をお勧めします。

### 連絡先

全国健康保険協会(協会けんぽ) 秋田支部 保健グループ  
〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階  
電話番号 018-883-1800

協会けんぽホームページもご覧ください  
Q「協会けんぽ」で検索

## 保健指導に関する個人情報の共同利用について

全国健康保険協会では、保健師・管理栄養士等が、保健指導を行うにあたり、個人情報（保健指導対象者のお名前、特定保健指導支援コース）について、事業所にお知らせし、保健指導の勧奨及び日程調整をしていただくために、それらの情報を共同利用します。

なお、個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、第27条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得なくても、個人データを提供することができるとされています。

以上により、全国健康保険協会と事業所は、加入者（従業員）の保健指導に関する個人情報（保健指導対象者のお名前、特定保健指導支援コース）を共同利用します。

### 1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

保健指導対象者のお名前、該当する特定保健指導支援コース  
※ 健診結果データ及び相談内容は含みません。

### 2. 共同利用者の範囲

保健指導対象者が勤務する全国健康保険協会適用事業所と全国健康保険協会

### 3. 共同利用の目的

適用事業所としては健康経営の推進のため、全国健康保険協会としては加入者の健康の保持増進の促進のため、協力して保健指導を進めることを目的としています。

### 4. 個人情報の管理についての責任者

全国健康保険協会 秋田支部 支部長 加藤 尊  
〒010-8507 秋田県秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階

共同利用を希望されない場合は、2週間以内に、以下を記入し、切り取らずに下記にご郵送ください。

記入年月日： 令和 年 月 日

氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生
健診実施機関名 (病院名や健診実施機関名など)			
健診を受けた日	令和	年	月 日
加入している健康保険の 保険者番号、記号と番号(※)	保険者番号	記号	番号
お勤め先(事業所の名称)			

(※) 加入している健康保険の保険者番号・記号と番号については「資格情報のお知らせ」「資格確認証」「マイナポータル」の健康保険の資格情報画面で確認することができます。

- ※ 通常はこの用紙を提出する必要はありません。
- ※ 国の基準で実施する大切な保健指導の機会が失われてしまいますので、記入提出される際は今一度ご注意ください。

### お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ) 秋田支部 保健グループ  
〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階  
電話番号 018-883-1800